四　令第９条第２項第５号に掲げる経理的基礎を有することを明らかにする書類において、次に掲げる事項が明らかにされていること。
ア　認定に係る業務を相当な期間維持することが可能な程度に経営状況が良好であること。
イ　債務超過の状態でないこと。
五　認定の申請に係る業務以外の業務が認定の申請に係る業務であると誤認させないようにするための措置を講じられていること。
六　認定に係る業務以外の業務を行っている場合には、当該業務を行うことによって認定業務が不公正になるおそれがないこと。

第４　認定の公示

文部科学大臣は、法第37条第３項の公示をするときは、次の事項を官報に公示するものとする。
一　団体の名称
二　団体の住所
三　代表者又は管理者の氏名
四　申請に係る業務を行おうとする事務所の所在地

第５　重要事項の変更の届出

認定個人情報保護団体が令第９条第３項の届出書を提出する場合は、別添様式３により受け付けるものとする。
２　文部科学大臣は、前項の届出があったときは、その旨を官報に公示するものとする。

第６　認定業務の廃止の届出

認定個人情報保護団体が令第10条の届出書を提出する場合は、別添様式４により受け付けるものとする。

附　則

この指針は、平成25年６月10日から実施する。

別添様式１

平成　　年　　月　　日

文部科学大臣　殿

団体名称
代表者名　　印

認定個人情報保護団体に係る認定申請書

個人情報の保護に関する法律第37条第２項の規定により、認定個人情報保護団体の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１．名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名
２．認定の申請に係る業務を行おうとする事務所の所在地
３．認定の申請に係る業務の概要
⑴　対象事業者の個人情報の取扱いに関する法第42条の規定による苦情の処理
⑵　個人情報の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての対象事業者に対する情報の提供
⑶　上記に掲げるもののほか、対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な業務
４．添付書類
⑴　定款、寄附行為その他の基本約款
⑵　認定を受けようとする者が法第38条各号の規定に該当しないことを誓約する書面（別紙）
⑶　認定の申請に係る業務の実施の方法を記載した以下の書類
ア　法第37条第１項第１号に規定する苦情の処理の実施の方法を記載した規則
イ　法第37条第１項第２号に規定する対象事業者に対する情報の提供の実施の方法を記載した書類及び法第43条第１項に規定する個人情報保護指針又は個人情報保護指針を作成するための具体的な計画が定められている書類
ウ　法第37条第１項第３号に規定する業務の実施の方法を記載した書類
⑷　認定の申請に係る業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力を有することを明らかにする以下の書類
ア　組織規程
イ　苦情処理担当者の職務経歴書等
⑸　最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）
⑹　役員の氏名、住所及び略歴を記載した書類
⑺　対象事業者の氏名又は名称を記載した書類及び当該対象事業者が認定を受けようとする者の構成員であること又は認定の申請に係る業務の対象となることについて同意した者であることを証する書類
⑻　認定の申請に係る業務以外の業務を行っている場合は、その業務の種類及び概要を記載した書類（認定の申請に係る業務以外の業務を行っていない場合は、その旨を宣誓した書面を添付すること。）
⑼　その他参考となる事項を記載した書類

別紙

認定を受けようとする者が法第38条各号の規定に該当しないことを誓約する書面

団体名称
代表者名　　印

当団体は、個人情報の保護に関する法律第38条各号の規定に該当しないことを誓約いたします。

別添様式２

○○年度　　苦情処理に関する実績報告

報告年月日
団体名称
代表者名

１．○○年度苦情処理実績

本年度受付件数	件

⑴　苦情処理件数別の内訳

解決件数 （うち団体自身の調査のみで解決）	件 （　　件）
未済件数(a)	件
解決不能件数	件
前年度未済件数 （うち今年度末未解決分）(b)	件 （　　件）
今年度末未済件数（ａ＋ｂ）	件

⑵　受付ツール別の内訳

電話	件
来訪	件
郵便等	件